

議案第六十八号

杉並区立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年十一月二十日

提出者

杉並区長

田

中

良

杉並区立公園条例の一部を改正する条例

杉並区立公園条例（昭和五十一年杉並区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（休園日及び開園時間等）

第三条の二 都市公園の休園日及び開園時間並びに有料施設の休業日及び使用時間は、規則で定める。

第十七条第一項中「有料施設」の下に「（別表第五に規定する施設を除く。）」を加え、同条第二項中「団体」の下に「（以下「登録団体」という。）」を、別表第四（二）の下に「及び別表第五」を加える。

第二十一条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、「若しくは承認」の下に「（第二十一条の七第二号の規定による承認を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項中「一」を「いずれかに」に、「前項による」を「前項に規定する」に改める。第二十一条の六の次に次の七条を加える。

(指定管理者による管理)

第二十一条の七 区長は、都市公園の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて区長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、都市公園の管理の業務のうち次に掲げるもの(以下「管理の業務」という。)を行わせることができる。

一 第十五条の規定により、都市公園の管理のため必要があると認めたとときに、都市公園の使用を制限すること。

二 第十六条の規定により、有料施設の使用を承認すること及び有料施設の管理のため必要な範囲内でその承認に条件を付すること。

三 公園施設(法第五条第一項の規定により設置又は管理の許可をした公園施設を除く。)の維持管理(大規模の修繕を除く。)に関する業務

四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第二十一条の八 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定める方法によるものとする。

2 指定管理者としての指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができるものと認めるものを区議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 管理の業務について相当の知識を有し、かつ、当該業務を安定して行う能力を有すること。

二 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正かつ効率的な管理運営ができること。

三 都市公園の効用を最大限に発揮するとともに、区民の福祉の増進と生活文化の向上を図ることができること。

四 前三号に掲げるもののほか、区長が別に定める基準

(指定管理者の指定の取消し等)

第二十一条の九 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第三項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。

二 前条第三項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないときと認めるとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部(利用料金の收受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等で、区長が臨時に有料施設の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、区長は、別表第五に定める額の範囲内において、区長が定める使用料を徴収する。

3 前項の場合における第十七条の規定の適用については、同条第一項中「別表第五」と

あるのは「別表第四」と、「除く」とあるのは「除く。次項において同じ」と、「別表第四」とあるのは「別表第五」と、同条第二項中「有料施設（別表第四）^(二)及び別表第五に規定する施設を除く。」とあるのは「有料施設」と、「別表第四」とあるのは「別表第五」と読み替えるものとする。

（指定管理者の告示）

第二十一条の十 区長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

（事業報告書の作成及び提出）

第二十一条の十一 指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後）、規則で定めるところにより、管理の業務に関する事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。

（協定の締結）

第二十一条の十二 区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- 一 管理の業務の実施及びその報告に関する事項
- 二 個人情報の取扱いその他の都市公園の管理の基準に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、都市公園の管理に関し必要な事項

（利用料金等）

第二十一条の十三 有料施設（別表第五に規定する施設に限る。以下この条において同

じ。）に係る使用の承認を受けた者は、指定管理者に利用料金を納付しなければなら
ない。

2 有料施設の利用料金は、別表第五のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、登録団体が使用する場合における有料施設の利用料金は、
別表第五に定める額の二分の一に相当する額とする。

4 前三項の利用料金の收受方法は、規則の定めるところによる。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

6 第十九条及び第二十条の規定は、指定管理者が有料施設の使用を承認し、利用料金を
收受する場合について準用する。この場合において、第十九条中「区長」とあるのは
「指定管理者」と、「使用料又は占用料（以下「使用料等」という。）」とあるのは
「利用料金」と、第二十条中「使用料等」とあるのは「利用料金」と、同条ただし書中
「区長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第二十三条第一項中「第二十二条まで」を「第二十一条の六まで」に改める。

別表第四（一）大田黒公園茶室の項を削り、同表の次に次の一表を加える。

別表第五 有料施設の利用料金（第十七条、第二十一条の九、第二十一条の十三関係）

名称	利用料金	
	午前（午前九時から正午まで）	午後（午後一時から午後五時まで）
大田黒公園茶室	二、五〇〇円	四、二〇〇円

付記 午前と午後を引き続き使用する場合の中間時間に対しては、利用料金を收受しない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正前の杉並区立公園条例（以下「旧条例」という。）別表第四に規定する有料施設の使用については、旧条例第十七条及び同表の規定は、平成二十三年三月三十一日（同日前にこの条例による改正後の杉並区立公園条例第二十一条の八の規定により都市公園の指定管理者を指定した場合にあっては、当該指定の日の前日とする。）までの間は、なおその効力を有する。

（提案理由）

都市公園に指定管理者制度を導入する等の必要がある。

杉並区立公園条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>（休園日及び開園時間等）</p> <p>第三条の二 都市公園の休園日及び開園時間並びに有料施設の休業日及び使用時間は、規則で定める。</p> <p>（有料施設の使用料）</p> <p>第十七条 有料施設（別表第五に規定する施設を除く。）の使用料は、別表第四のおおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、あらかじめ区に登録されている団体（以下「登録団体」という。）が使用する場合における有料施設（別表第四（二）及び別表第五に規定する施設を除く。）の使用料は、別表第四に定める額の二分の一に相当する額とする。</p>	<p>（有料施設の使用料）</p> <p>第十七条 有料施設の使用料は、別表第四のおおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、あらかじめ区に登録されている団体（以下「登録団体」という。）が使用する場合における有料施設（別表第四（二）に規定する施設を除く。）の使用料は、別表第四に定める額の二分の一に相当する額とする。</p>

3 略

(監督処分)

第二十一条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この章の規定によつてした許可若しくは承認(第二十一条の七第二号の規定による承認を含む。以下この条において同じ。)を取り消し、その効力を停止し若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、都市公園を原状に回復すること若しくは都市公園から退去することを命ずることができる。

一 三 略

2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この章の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 三 略

(指定管理者による管理)

3 略

(監督処分)

第二十一条 区長は、次の各号の一に該当する者に対して、この章の規定によつてした許可若しくは承認

を取り消し、その効力を停止し若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、都市公園を原状に回復すること若しくは都市公園から退去することを命ずることができる。

一 三 略

2 区長は、次の各号の一に該当する場合には、この章の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項による処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 三 略

- 第二十一条の七 区長は、都市公園の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、都市公園の管理の業務のうち次に掲げるもの（以下「管理の業務」という。）を行わせることができる。
- 一 第十五条の規定により、都市公園の管理のため必要があると認めたときに、都市公園の使用を制限すること。
 - 二 第十六条の規定により、有料施設の使用を承認すること及び有料施設の管理のため必要な範囲内でその承認に条件を付すること。
 - 三 公園施設（法第五条第一項の規定により設置又は管理の許可をした公園施設を除く。）の維持管理（大規模の修繕を除く。）に関する業務
 - 四 前三号に掲げるもののほか、区長が必

要と認める業務

(指定管理者の指定)

第二十一条の八 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定める方法によるものとする。

2 指定管理者としての指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができるものと認めるものを区議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 管理の業務について相当の知識を有し、かつ、当該業務を安定して行う能力を有すること。

二 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正かつ効率的な管理運営ができること。

三 都市公園の効用を最大限に発揮すると

ともに、区民の福祉の増進と生活文化の向上を図ることができること。

四 前三号に掲げるもののほか、区長が別に定める基準

(指定管理者の指定の取消し等)

第二十一条の九 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第三項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。

二 前条第三項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全

部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、区長が臨時に有料施設の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、区長は、別表第五に定める額の範囲内において、区長が定める使用料を徴収する。

3 前項の場合における第十七条の規定の適用については、同条第一項中「別表第五」とあるのは「別表第四」と、「除く」とあるのは「除く。次項において同じ」と、「別表第四」とあるのは「別表第五」と、同条第二項中「有料施設（別表第四(二)及び別表第五に規定する施設を除く。）」とあるのは「有料施設」と、「別表第四に」とあるのは「別表第五に」と読み替えるものとする。

（指定管理者の告示）

第二十一条の十 区長は、指定管理者を指定

し、若しくは指定を取り消したとき、又は
期間を定めて管理の業務の全部若しくは一
部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨
を告示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第二十一条の十一 指定管理者は、毎年度終
了後(年度の途中において指定を取り消さ
れたときは、その取り消された日以後)、
規則で定めるところにより、管理の業務に
関し事業報告書を作成し、区長に提出しな
ければならない。

(協定の締結)

第二十一条の十二 区長は、次に掲げる事項
について、指定管理者と協定を締結するも
のとする。

一 管理の業務の実施及びその報告に關す
る事項

二 個人情報情報の取扱いその他の都市公園の
管理の基準に關する事項

三 前二号に掲げるもののほか、都市公園の管理に關し必要な事項

(利用料金等)

第二十一条の十三 有料施設（別表第五に規定する施設に限る。以下この条において同じ。）に係る使用の承認を受けた者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならぬ。

2 有料施設の利用料金は、別表第五のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、登録団体が使用する場合における有料施設の利用料金は、別表第五に定める額の二分の一に相当する額とする。

4 前三項の利用料金の收受方法は、規則の定めるところによる。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

6 第十九条及び第二十条の規定は、指定管理者が有料施設の使用を承認し、利用料金

を収受する場合について準用する。この場合において、第十九条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料又は占用料（以下「使用料等」という。）」「とあるのは「利用料金」と、第二十条中「使用料等」とあるのは「利用料金」と、同条ただし書中「区長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（準用等）

第二十三条 第五条から第十五条まで及び第十八条から第二十一条の六までの規定は、公園予定区域等について準用する。

2
略

（準用等）

第二十三条 第五条から第十五条まで及び第十八条から第二十二条までの規定は、公園予定区域等について準用する。

2
略